

建設工事現場等における 電気主任技術者の選任について

① 選任届出（専任）の場合（法第43条1項、施行規則第52条第1項）

| | |
|------|---|
| 対象者 | イ. 発電設備を設置して使用する者又はその従業員 ロ. 一定の条件を満たす業務契約派遣労働者であって選任する事業場に常時勤務する者 ハ. 保安の監督に係る業務の委託を受けている者又はその従業員であって選任する事業場に常時勤務する者 |
| 有資格者 | 第一種、第二種、第三種電気主任技術者免状所有者 |

② 選任届出（統括）の場合（法第43条1項、施行規則第52条第1項）

| | |
|------|--|
| 対象者 | 各事業場（発電設備）を一元的に管理している事業所に常駐する者 |
| 対象設備 | 一元的に管理できる複数の事業場 各事業場が複数の都道府県や産業保安監督部にまたがる場合も可 |
| 有資格者 | 第一種、第二種、第三種電気主任技術者免状所有者 |

③ 外部委託承認申請の場合（法第43条1項、施行規則第52条第2項）

| | |
|---------|--|
| 委託先 | 保安管理業務を委託することができる個人又は法人 |
| 対象設備 | 出力1,000kW未満の発電設備（発電設備で使用する需要設備を含む） |
| 委託相手の要件 | 第一種、第二種、第三種電気主任技術者免状所有者 規定された機械器具を有していること 他 |

④ 兼任承認申請の場合（法第43条1項、施行規則第52条第3項）


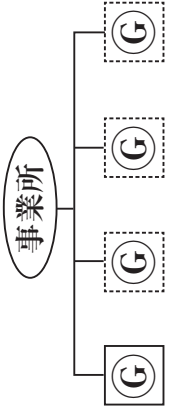

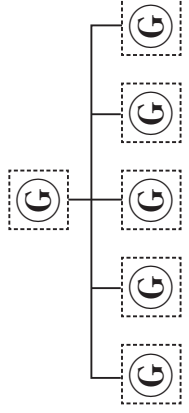

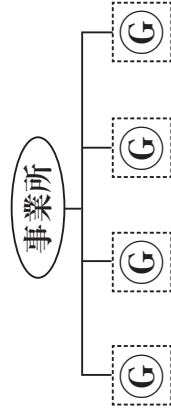
| | |
|---------|---|
| 対象者 | 直接統括する事業所ではなく、代表する事業場に常駐する者 |
| 対象設備 | 兼務できる事業場毎の合計出力が2,000kW未満 兼務できる事業場が合計で5ヶ所以内 兼務する事業場が複数の都道府県や産業保安監督部にまたがる場合も可 |
| 兼務者の有資格 | 第一種、第二種、第三種電気主任技術者免状所有者 |

⑤ 選任許可申請（専任又は統括）の場合（法第43条2項、施行規則第54条）

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 専任：各事業場で発電設備を設置して使用する者又はその従業員 統括：各事業場を一元的に管理している事業所に常駐する者 |
| 対象設備 | 出力500kW未満の発電設備（発電設備で使用する需要設備を含む） |
| 許可の要件 | イ 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者 ロ ～ ヘ（省略） ト イからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者（以下省略）※ |
| 提出書類 | イ. 主任技術者選任許可申請書 ロ. 選任を必要とする理由書 ハ. 選任しようとする者の電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能に関する説明書 （実務経験の内容を詳細に記載した職務経歴書等を添付すること） |

※「イからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者」については、申請者の職務経歴により判断のうえ許可される。したがって、各管轄の経済産業省産業保安監督部電力安全課による実務経験の審査において、「自家用発電設備（可搬形発電設備）専門技術者」は、実務経験の一つとして判断されるものであり、専門技術者の資格だけで許可主任技術者として許可されるものではない。

建設工事現場等における電気主任技術者の選任形態

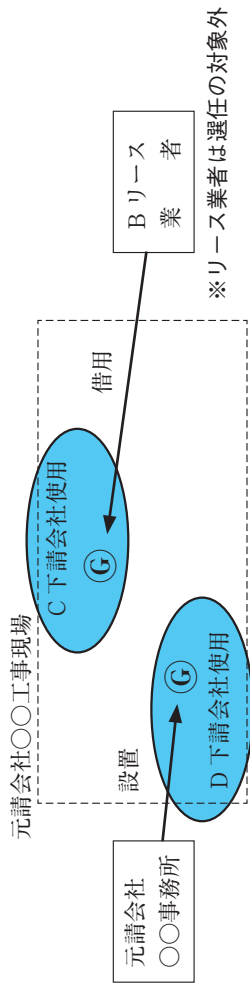
| | 発電設備の管理形態 | 選任対象 | 選任者の条件 | 対象発電機出力 | 要件 |
|--|---|------------------|-------------------|---------------------|--|
| 選任届(専任) 法43条第1項 施規52条第1項 |  | 発電設備を使用する事業場ごと | 資格を有する者 常駐する者 | 10kW以上 | 従業員以外で、常駐する業務契約派遣社員や受託事業者も可 |
| 選任届(統括) 法43条第1項 施規52条第1項 |  | 複数の事業場を直接統括する事業所 | 資格を有する者 常駐する者 | 10kW以上 | |
| 外部委託承認申請 法43条第1項 施規52条第2項 |  | 発電設備を使用する事業場ごと | 資格を有する者 | 10kW以上 1,000kW未満 | 一定要件を満たす法人等と保安管理業務の委託契約 2時間以内に到達 連絡責任者の選任 |
| 兼任承認申請 法43条第1項 施規52条第3項 |  | 複数の事業場を代表する事業場 | 資格を有する者 常駐する者 | 10kW以上 | 5ヶ所まで、各事業場2,000kW未満まで 2時間以内に到達 兼務できる事業場は、自社、親会社、子会社、兄弟会社の事業場 連絡責任者の選任 |
| 選任許可申請(専任) 法43条第2項 施規52条第1項 |  | 発電設備を使用する事業場ごと | 有資格者以外の者 常駐する者 | 10kW以上 500kW未満 | 申請者の資格、認定校・学科、実務経験等により審査の上許可 個々の発電設備の出力が500kW未満であることも審査の対象 |
| 選任許可申請(統括) 法43条第2項 施規52条第1項 |  | 複数の事業場を直接統括する事業所 | 有資格者以外の者 常駐する者 | 10kW以上 500kW未満 | 申請者の資格、認定校・学科、実務経験等により審査の上許可 個々の発電設備の出力が500kW未満であることも審査の対象 |

※ 1：統括又は兼任する発電設備を使用する事業場が複数の都道府県や産業保安監督部にまたがる場合も可能。
 ※ 2：発電設備を所有している者（元請会社）ではなく、実際に使用している者（下請会社）選任し届出を行う。

主任技術者の選任許可申請の例

例 1. 単独事業場で申請 (専任)

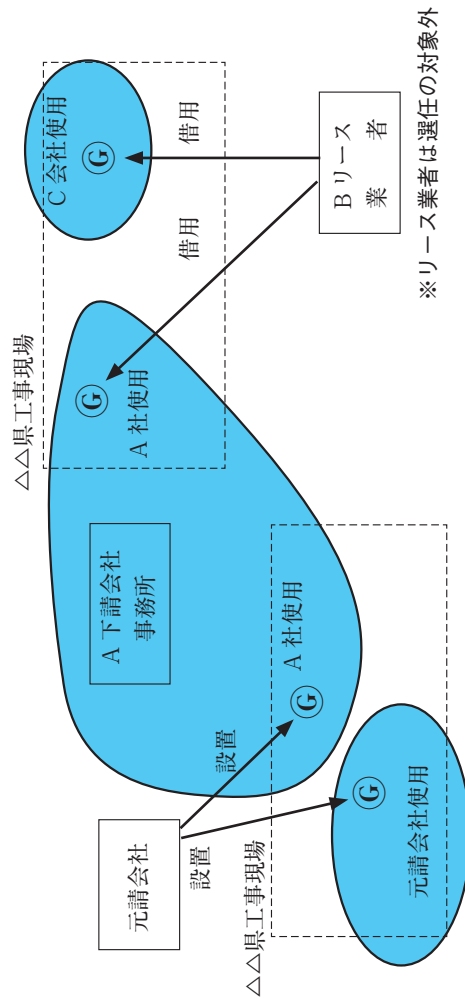
下請会社が元請会社やリース業者から借りて使用する場で、下請会社に電気主任技術者の免状を有する者がいないときは、各下請会社 (下図 C、D 社) が使用する発電設備について、有資格者以外の者を選任許可申請する。



※ 選任許可申請により許可された電気主任技術者の場合、各発電設備の出力が500kW未滿であること。
 なお、一つの工事現場で複数の発電設備を並列して使用する場合は、重複合計出力が500kW未滿であること。

例 2. 複数事業場で申請 (統括)

A 下請会社が複数の工事現場で元請会社やリース業者から借りて使用する場で、下請会社に電気主任技術者の免状を有する者がいないときは、複数の工事現場を統括する事業所として有資格者以外の者を選任許可申請する。



※ 選任許可申請により許可された電気主任技術者の場合、各発電設備の出力が500kW未滿であること。
 なお、一つの工事現場で複数の発電設備を並列して使用する場合は、重複合計出力が500kW未滿であること。